

国と道州の事務配分に関するメルクマール

1 現在、もっぱら国が実施している事務事業の新たな事務配分

(1) 次に掲げるような類型の事務は、道州制の下でも、もっぱら国が担う。

- ① 国際社会における国家としての存立に直接関わる事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
- ② 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関する事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
- ③ 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
- ④ 国家として取り組むべき高度な科学技術や希少な資源等に関する事務であって、道州において実施することが困難であり、又は効率的でないもの
- ⑤ 国の行政組織の内部的管理に関するもの

(2) (1) 以外の事務については、2に掲げる考え方について区分する。

2 現在、国と都道府県の双方が対応している事務事業の新たな事務配分

(1) 事務事業の規模や範囲が二以上の都道府県にわたる場合には

国が実施し、都道府県の区域内にとどまる場合には都道府県が実施しているものについては、事務事業の規模や範囲が道州の区域内にとどまる場合には当該道州が実施し、二以上の道州にわたる場合には関係道州が共同で（又は担当すべき道州を定めて）実施する。

- (2) 事務事業のうち大規模なもの、効果や影響が広範囲に及ぶものの等を国が実施し、それ以外のものを都道府県が実施しているものについては、道州が実施することを原則とし、国は国全体のネットワークの形成に関わる事務事業等を実施する。
- (3) 国が策定する全国的な指針等に従い、都道府県（及び市町村）が計画等を策定するとともに実施を担っているものについては、国は、本来国が策定する必要のある指針等の策定に重点化する。この場合、国が策定する指針等についても、その範囲や内容を見直し、道州が企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担うことができるようとする。
- (4) 国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県（及び市町村）が実施しているもの（又は市町村が実施し、これに対して都道府県が関与や調整を行っているもの）については、国はナショナルミニマムに係る基準など本来国が定めるべきものを定めることに重点化する。これにより、道州が、基準の設定をはじめ企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担うことができるようとする。
- (5) 役割分担が法令上一の主体に専属させられていない施策につ

いて、国と都道府県（及び市町村）がそれぞれ処理しているものについては、道州（及び市町村）に一元化して実施することを原則とする。

- (6) 設置又は管理の主体について法令上の限定のない施設について、国と都道府県（及び市町村）がそれぞれ設置しているものについては、施設間の役割や機能の分担を明確にし、国が施設を設置管理するものは基幹的又は国家的なものに限る。
- (7) 都道府県（及び市町村）から大臣への報告等に関する経由事務や連絡事務等を国の機関が行っているものについては、これを廃止する。
- (8) 都道府県（及び市町村）が実施する事務に関して、国が広域的な見地から調整し、又は関与を行っているものについては、原則として廃止する。なお、道州の区域を越える広域調整や関与を国が行うことが必要な場合には、本府省が行う。
- (9) 都道府県（及び市町村）が実施する事務に関して、緊急時ににおいて国が指示等を行っているものについては、生命、安全、危機対応等に関して必要な限りにおいて存置する。